

有効期間満了日 平成37年3月31日

熊少第220号

平成31年4月18日

少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進について（通達）

少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進については、「少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進について（通達）」（平成30年12月14日付け熊少第479号）に基づき、「少年を取り巻く有害環境浄化対策推進計画（2019年）」を推進しているところであるが、一部見直しを図り、新たに「少年を取り巻く有害環境浄化対策推進要領」を策定したので、各警察署にあつては、関係機関・団体、地域住民等と連携しながら、管内の実情に即した有効かつ適切な総合的対策を推進されたい。

なお、本通達をもって、旧通達は廃止する。

少年を取り巻く有害環境浄化対策推進要領

1 基本方針

(1) 実態把握の徹底

あらゆる警察活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、少年の性に着目した営業等有害環境の動向に鋭敏な感覚を持って、実態の把握に努める。

(2) 実情に即した重点的な指導取締り

管内の実情に応じて、重点的かつ集中的な指導取締りを実施する。

(3) 警察各部門の連携強化

警察のあらゆる機能が、総合的に発揮できるよう関係部門の連携を強化する。

(4) 関係機関・団体等との連携強化

関係機関・団体等との相互の連携体制を整備し、総合的な対策を推進するとともに、関係業界における少年の健全育成のための自主的措置を促進する。

(5) 広報啓発の推進

各種広報媒体の活用により、有害環境の実態とその浄化の必要性を効果的に広報し、広く県民の理解と協力が得られるように努める。

2 推進事項

次に掲げる推進項目を柱として、別添「有害環境浄化対策の具体的推進要領」に沿った施策を推進し、少年の有害環境への接触を未然に防止する。

(1) スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

SNS等に起因する福祉犯被害等の実態把握に努めるとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）の規定により、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等及びその契約代理店（以下「携帯ISP等」という。）に対して課せられている保護者等へのフィルタリング説明義務、フィルタリング有効化措置義務等が徹底されるよう携帯ISP等に要請する。また、広報啓発活動を推進するなどして、少年のスマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止、SNS等に起因する福祉犯被害等を防止する。

(2) インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

営業実態の把握に努め、営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について働き掛けるなど、店舗における善良な風俗環境を保持する。

(3) 各種営業者からの有害な商品等の供給の遮断

少年に有害な商品等を供給する各種営業者の実態把握に努め、年齢確認、区

分陳列の徹底等について指導・要請等を行い、有害な商品等の少年への供給を遮断する。

(4) 薬物乱用を許さない環境の醸成

薬物密売や薬物乱用少年に関する情報把握に努めて供給遮断を図るほか、広報啓発活動を推進して、少年の薬物乱用を許さない環境を醸成する。

(5) 少年の性に着目した形態の営業等からの影響の排除

少年を性的な業務に従事させる悪質な性風俗関連特殊営業のほか、女子高校生等による密接なサービスを売りにした、いわゆる「JKビジネス」の実態把握に努め、これらの営業やスカウト行為等の取締りを徹底するなど、少年の性に着目した形態の営業等からの少年への有害な影響を排除する。

3 報告

実施した有害環境浄化対策については、申報等により少年課を通じて報告すること。

別添

有害環境浄化対策の具体的推進要領

1 スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

| 推進項目 | 推進要領 |
|------------------------|---|
| (1) 事業者等に対する指導・要請の強化 | <p>○ 携帯ISP等に対し少なくとも年に1回は立ち寄りを行い、青少年インターネット環境整備法を踏まえ、インターネットへの接続を可能とする回線契約時の</p> <ul style="list-style-type: none">・ 青少年確認義務・ フィルタリング説明義務・ フィルタリング有効化措置義務 <p>の確実な履行と、これを受けた熊本県少年保護育成条例（昭和46年条例第30号。以下「育成条例」という。）における関係規定の履行について指導・要請し、フィルタリング普及のための取組の一層の徹底を図る。</p> <p>○ 携帯ISP等が保護者へのフィルタリングの必要性等の説明時に活用できるよう、インターネットに起因する福祉犯被害等の実態について、積極的に情報提供する。</p> |
| (2) 保護者や少年等に対する広報啓発の推進 | <p>○ 進学・進級時における保護者説明会等多くの保護者が参加する学校行事等が開催される機会が多くなる5月までの期間を利用して、学校と連携し、保護者等に対するフィルタリングの利用促進や家庭内でのルールづくりについての啓発活動を重点的に実施する。</p> <p>○ スマートフォン等の利用に係る少年の犯罪被害や非行の実態、タブレット端末、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー等の少年が利用する機器に応じた適切な管理方法、フィルタリングの有用性と設定方法、家庭でのルールづくり等について、可能な限り最新の情報に基づいた内容とし、保護者にとって分かりやすい説明に配慮する。また、警察本部少年課で作成、提供する講話教材、啓発ビラ等を有効に活用する。</p> <p>○ 地区学校等警察連絡協議会の会議等学校関係者が出席する会議等において、生徒に対する情報モラル教育の強化、保護者に対する意</p> |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>識啓発の強化を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区少年警察ボランティア連絡協議会の会議等において、少年警察ボランティアに対し、インターネットの特性や危険性、フィルタリングの有用性等について幅広く情報提供を行い、街頭補導等の活動の機会を利用した啓発活動の実施を促す。 ○ 学校等と連携の上、少年が受動的に講師等の話を聞くだけではなく、スマートフォンを使った体験型模擬アプリ等を活用したり、高校生が中学生を指導したり、上級生が下級生を指導したりするなど、少年が体験や参加する形での能動的な非行防止教室等を開催する。 |
| (3) 各種媒体を活用した広報啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体等と連携の上、フィルタリング等の普及に向けたキャンペーンやイベントを開催するほか、あらゆる広報媒体を活用し、インパクトのある広報を推進する。 ○ SNS等を利用した福祉犯等を検挙した際は、積極的な報道発表を実施し、SNS等の危険性を広く周知する。 |
| (4) サイバー補導の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 不適切な書き込みを行った少年と接触して、インターネット利用に起因する福祉犯被害の状況等について具体的に指導するとともに、保護者連絡を徹底し、監護又は指導上の措置を促す。 ○ 補導した少年は、組織的な児童買春の周旋事犯、いわゆる「援デリ」などの悪質性の高い福祉犯被害等に巻き込まれていないか事情聴取する。 |
| (5) 児童ポルノ等の根絶 | <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット上の児童ポルノやリベンジポルノ等について、プロバイダ責任制限法に基づく削除要請を速やかに行い、流通・閲覧防止を図る。 |

2 インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

| 推進項目 | 推進要領 |
|----------------------|---|
| (1) 営業者に対する指導・要請等の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 熊本県カラオケスタジオ協会、熊本県インターネットカフェ等防犯連絡協議会や営業者に対し、本人確認の徹底、深夜における少年の入店禁止措置、フィルタリングを付加した端末の導入、見通しの |

| | |
|-------------|---|
| | <p>良い設備への変更等の自主的措置の促進等について指導・要請する。</p> <p>○ 店舗の立入調査等を実施し、指導に応じない悪質な営業者は取締りによって是正措置を講じる。</p> |
| (2) 補導活動の強化 | ○ 少年補導員等と連携の上、夜間や夏休み期間等における集中的な補導活動を実施する。 |
| (3) 広報啓発の推進 | ○ 保護者教室、非行防止教室等を通じて、インターネットカフェ、カラオケボックス等における犯罪被害の実態等について説明し、適切な利用を呼び掛ける。 |

3 各種営業者からの有害な商品等の供給の遮断

| 推進項目 | 推進要領 |
|------------------------------|--|
| (1) 有害図書類の営業者による少年への販売等の禁止 | ○ 少年補導員、PTA等と連携の上、書店、コンビニエンスストア等における区分陳列等の実態把握を推進するとともに、熊本県書店商業組合、熊本県コンビニエンスストア等防犯協力会等の関係団体や営業者に対し、育成条例に基づき、年齢確認、区分陳列等の徹底について指導・要請を実施する。 |
| (2) 有害図書等収納自動販売機の根絶 | ○ 有害図書等収納自動販売機については、地域住民の意見・要望等を踏まえ、知事部局と連携の上、収納違反の取締りを徹底する。 |
| (3) 有害がん具類等の営業者による少年への販売等の禁止 | <p>○ 知事部局、少年補導員等と連携の上、有害がん具類等販売店の実態把握を推進するとともに、営業者等に対し、年齢確認の徹底等について指導・要請する。</p> <p>○ 少年による刃物等を使用した凶悪事件が発生した際には、知事部局に対し、これに関する情報提供を行うなど、有害がん具類等として指定が行われるよう働き掛けを行う。</p> |
| (4) 酒・たばこの営業者による少年への販売等の禁止 | ○ 熊本県小売酒販組合連合会、日本たばこ産業、熊本県コンビニエンスストア等防犯協力会等の関係団体や営業者に対し、未成年者飲 |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>売等の禁止</p> | <p>酒禁止法（大正11年法律第20号）及び未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）に基づく年齢確認の徹底、従業員研修の実施、自動販売機の適正な管理等について指導・要請する。</p> <p>この際、民法の一部改正による成年年齢引き下げ後（平成34年4月1日）も、飲酒及び喫煙の禁止年齢は20歳未満であることを広く周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 悪質な営業者については、法令を積極的に適用した取締りを実施するとともに、検挙した場合は、警察本部少年課を通じて国税局（酒）又は財務局（たばこ）に対する通報を徹底する。 ○ 関係機関・団体等と連携の上、未成年者の飲酒・喫煙防止のためのイベント、キャンペーン等を開催するほか、非行防止教室等を通じて、飲酒・喫煙が及ぼす悪影響について広報啓発を推進する。 ○ コンビニエンスストア等の従業員に対し、未成年者への販売防止を目的とした声かけのロールプレイや講習会を実施し、営業者による少年の健全育成のための取組を支援する。 ○ 加熱式たばこの器具（ポケットチャージャーなど）は喫煙具に該当するので、携帯する少年を発見した場合は、少年補導を行う。 ○ 無煙たばこについては、菓子に類似する小型の容器に入っているものや、口腔内で使用するものもあり、他のたばこ製品と比較して携帯や使用の判別が困難であることから、たばこ小売販売業者等に対し、対面販売時における年齢確認等の徹底を要請する。 |
| <p>(5) 飲食店営業者による少年への酒類提供の禁止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店組合等の関係団体及び営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について指導・要請する。 ○ 酒類提供飲食店に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）等に基づく立入りを実施し、違法行為を認めた場合は、事件化など適切な措置を講じる。 |

4 薬物乱用を許さない環境の醸成

| 推進項目 | 推進要領 |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 少年への薬物供給 | ○ インターネットを利用した薬物の密売を踏まえ、サイバーパトロ |

| | |
|----------------------|--|
| の遮断 | <p>ール等あらゆる警察活動を通じて薬物密売等に関する情報の把握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭補導を強化するとともに、あらゆる警察活動を通じて薬物乱用少年の早期発見に努める。また、薬物事犯で検挙・補導した際は、突き上げ捜査を実施して供給源の壊滅を図る。 ○ 危険ドラッグを乱用・所持する少年を補導した場合は、少年から危険ドラッグの入手経緯等を聴取し、販売業者に対する指導・警告等少年への供給遮断措置を講じる。また、少年の福祉を害する指定薬物の販売等の積極的な取締りを推進する。 |
| (2) 少年に対する広報啓発活動等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等と連携の上、計画的に薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の危険性等について広報啓発を推進する。 また、少年相談は、薬物乱用少年を早期に発見する重要な契機でもあることから、警察の少年相談活動及び相談窓口を周知し、利用促進を図る。 ○ 薬物乱用防止広報車(すこやかゆっぴー君)等の資機材を活用し、少年が理解しやすい啓発内容となるよう配慮する。 ○ スクールサポーターは、学校訪問活動、学校等と連携した不良行為少年の支援活動等を実施していることから、少年の薬物乱用に関する情報交換等スクールサポーターの積極的な活用を図る。 ○ 把握した薬物乱用少年については、継続補導や少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進により薬物の再乱用の防止を図る。 |
| (3) 広報啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体及び少年警察ボランティア等と連携したキャンペーンの実施、各種広報媒体を活用した広報等を推進し、家庭、地域における薬物乱用根絶意識の高揚を図る。 ○ 薬物乱用防止教室を受ける機会の少ない有職・無職少年に対しては、少年が集まるイベント等の機会を利用したキャンペーン等を通じて広報啓発を行い、薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識及び規範意識の向上を図る。 |

5 少年の性に着目した形態の営業等からの影響の排除

| 推進項目 | 推進要領 |
|-------------|---|
| (1) 実態把握の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 少年を性的な業務に従事させる悪質な性風俗関連特殊営業のほか、女子高校生等による密着なサービスを売りにした「リフレ」「散 |

| | |
|-------------------------------|---|
| | <p>歩」等と称するいわゆる「JKビジネス」の実態把握を推進する。特に営業所等を設けない無店舗型営業の実態等について、街頭活動、少年相談、サイバーパトロール等のあらゆる警察活動を通じて幅広く情報収集を行う。</p> |
| <p>(2) 営業者等に対する指導、取締り等の強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 少年指導委員と連携の上、性風俗に関する営業等を営む店舗に対し、風営適正化法等に基づく立入りを実施し、違法行為を認めた場合は、指導・警告を行うとともに、指導・警告に従わないなど悪質な営業については、厳正な取締りを行い、検挙した際には積極的な報道発表を行う。 ○ 検挙等による実態解明の結果を踏まえ、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）の適用や課税通報等による犯罪収益の剥奪を図るとともに、関係法令に基づく行政処分を上申するなど、再発防止に向けた実効ある取締りを実施する。 ○ 客引き、スカウト等に対し、あらゆる法令を適用した積極的な取締りを実施する。 |
| <p>(3) 広報啓発の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等と連携の上、非行防止教室を開催して、性風俗関連特殊営業や、いわゆる「JKビジネス」に関する店舗等で稼働することの危険性や犯罪被害の実態等について広報啓発を推進する。 |
| <p>(4) 街頭補導の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 少年補導員等と連携の上、少年の非行が行われやすい時間帯・場所を重点とした管内の実態に即した街頭補導を推進するとともに、深夜はいかいや飲酒・喫煙をしている少年を発見した場合には、暴力団関係者が介在している飲食店等での年少者使用事犯等、重大な性的搾取事犯が潜在している可能性を追及する。 |
| <p>(5) 地域住民等と連携した環境浄化活動</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体、地域住民等と連携の上、合同による街頭パトロールを実施するなど地域社会における環境浄化のための取組を推進して、有害環境浄化の気運を醸成する。 |